

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市離島漁業再生支援交付金
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	水産関係地方公共団体交付金等実施要領により市が策定する佐渡市離島漁業集落活動促進計画に基づき、本市の認定を受けた漁業集落に対し、予算の範囲内で離島漁業再生支援交付金等を交付する。
補助事業者	水産関係地方公共団体交付金等実施要領に記載されている要件を満たす対象漁業集落等
補助対象経費	水産関係地方公共団体交付金等実施要領に記載されている対象行為に係る経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	定額
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	定額（概ね国1/2、県1/4、市1/4）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	漁業世帯の平均漁業所得の向上：令和6年度平均漁業所得1,156千円以上 漁業就業者数の維持：令和6年度末時点漁業就業者884人を維持
	○目標に対する費用対効果（計算式）
算出不可	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
漁業の振興の指標として水揚量や水揚金額が上げられるが、これらの指標はさまざまな要因によって左右され、当補助金が水揚げに影響があったか判断するのが困難なため。	
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象となる漁業集落に連絡し、説明会の開催及び事業実施の意向を確認する。
事業担当	（担当部署） 農林水産振興課 林業・水産振興係
	（電話番号） 0259-63-3761